

## 第2章 みどりと環境

### 第1項 みどりあふれるまちづくり

#### 1 みどりの保全と創出のために

練馬区では良好な樹林地を保全するために、全国の自治体に先駆けて憩いの森制度を創設しました。これを契機とし昭和52年、「みどりを保護し回復する条例」を制定し、新たなみどりを創出するための施策として公園緑地等の整備、みどりの街並みづくり助成制度等による民有地の緑化といった多様な緑化施策を展開しています。平成10年には地域特性を活かした個性あるみどりの保全や創出を行うために「練馬区みどりの基本計画」を策定し、平成18年には、子どもたちが大人になって活躍する概ね30年後に練馬区の緑被率を30%にすることを目指す「みどり30推進計画」を策定しました。「みどり30推進計画」については前期5か年の事業計画が終了し、平成24年度に第二期事業計画を策定しました。

##### (1) 練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例

区は、昭和52年3月に「みどりを保護し回復する条例」、また、昭和57年には「みどりを保護し回復する計画」を定め、その後もおおむね10年ごとに計画を見直し、みどりのまちづくりを進めてきました。

「みどりを保護し回復する条例」については、制定から約30年を経て練馬のみどりを取り巻く環境が著しく変化してきたことから、区のみどりの実態および将来を見据えた見直しが必要となりました。そのため、「みどりを保護し回復する条例」を廃止し、現状の課題を解決する新しい緑化制度等を盛り込んだ「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を平成19年12月に新たに制定しました。

##### (2) 練馬区みどりの基本計画

区は、都市緑地法に基づく「練馬区みどりの基本計画」を平成10年に策定し、総合的に緑化行政を進めてきました。策定から10年を経た平成21年に、成果や課題を整理し、平成18年に実施したみどりの実態調査や社会動向、関連する法制度の状況を踏まえ、基本計画を改定しました。新しい計画では、みどりの将来像として「みどりを愛し いのちを守りはぐくむまち ねりま」を掲げ、5つの基本方針（・区民みんなのみどりを愛しはぐくみます・いのちをはぐくみます・郷土のみどりを継承します・新しいみどりをひろげます・みどりと水のネットワークをつくります）のもとに施策を示しています。数値目標は、①区民一人当たり公園面積6㎡ ②緑被率30% の2点を挙げています。

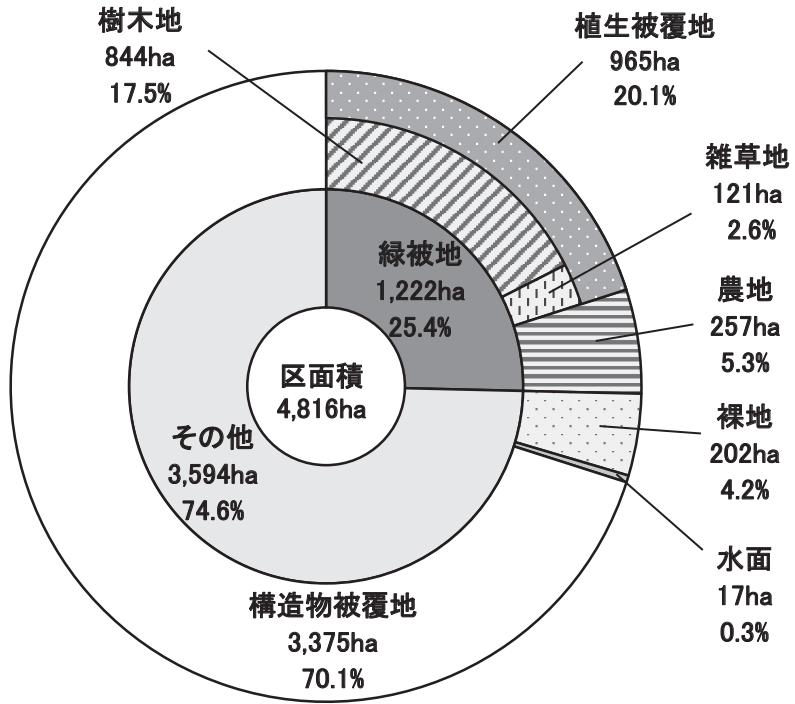
##### (3) みどりの実態調査

区内のみどりの現況を把握するため、条例に基づき5年ごとにみどりの実態調査を実施しています。

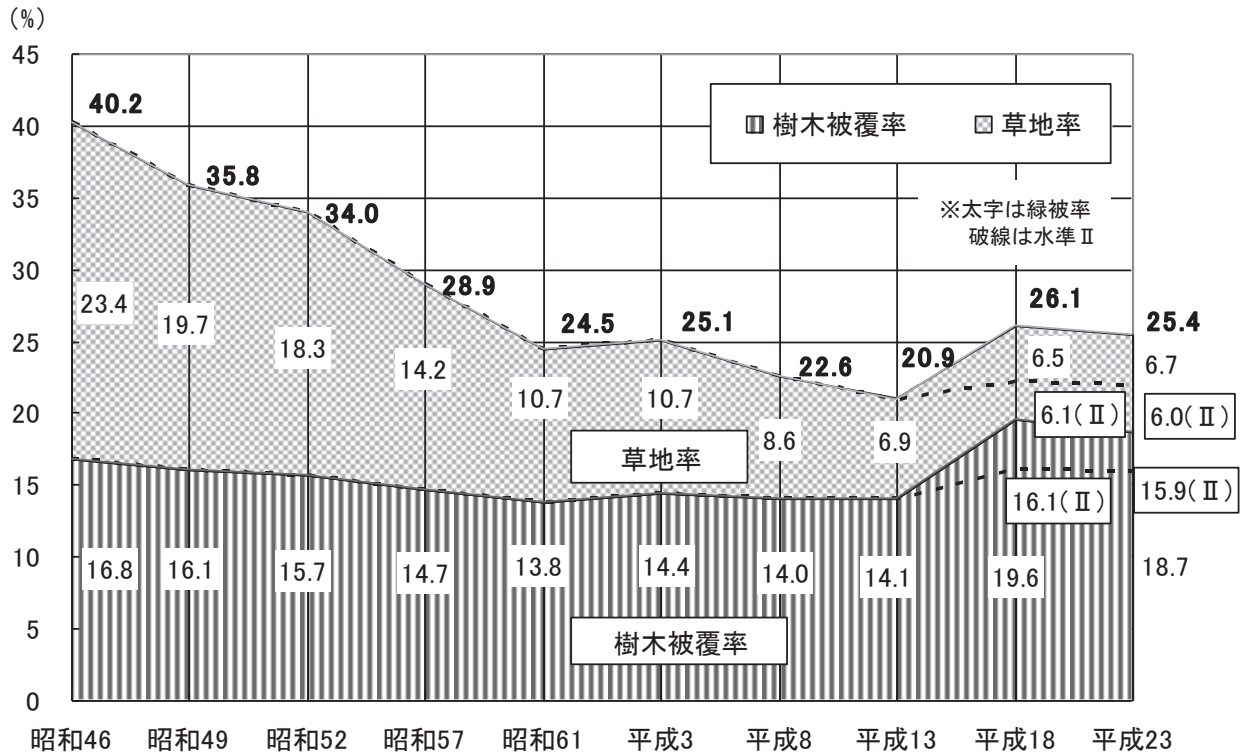
[平成 23 年度調査結果]

■ 緑被等の内訳

(区面積は現在のもの  
とは異なります。)



■ 緑被率の推移



緑被率の測定単位：

昭和 48 年～昭和 61 年…抽出規模 100 m<sup>2</sup>

平成 3 年～平成 13 年…抽出規模 10 m<sup>2</sup> (水準Ⅱ)

平成 18 年～平成 23 年…抽出規模 1 m<sup>2</sup> (水準Ⅰ)

#### (4) みどり 30 推進計画

昭和 52 年に 34%あった練馬区の緑被率は、平成 13 年までに 20.9%にまで減少したことから、子どもたちが大人になって活躍する概ね 30 年後に 30%になることを目指す「みどり 30 推進計画」を平成 18 年 12 月に策定しました。平成 24 年度に前期 5 か年の事業計画が終了し、各取組における基本的な考え方を見直した第二期事業計画を策定しました。

①みどりを愛し守り育む心を育てる	<ul style="list-style-type: none"><li>・協働事業を推進する</li><li>・みどりを愛し守り育む心を広げる</li><li>・練馬みどりの機構の機能を強化する</li></ul>
②“見えるみどり”を増やす	<ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設の“見えるみどり”を増やす</li><li>・民有地の“見えるみどり”を増やす</li></ul>
③官民協働による 新たな緑化技術の研究・開発	<ul style="list-style-type: none"><li>・新たな芝生化技術の研究・開発</li><li>・新たな施設緑化技術の導入検討</li></ul>

#### (5) これからのみどり施策

区は、平成 27 年 3 月に今後の区政運営の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、「みどりあふれるまちづくり」をビジョンの戦略計画のひとつに位置付けました。みどりの総量だけでなく、質にも着目した、みどり施策の新たな考え方をまとめ、みどりのネットワーク形成を推進する等、より積極的・効果的なみどり施策を展開することとしました。

## 2 みどりを愛しはぐくむ心を育てる取組

区は、区民の練馬のみどりを愛しはぐくむ心を育て、その活動を広げるために、様々な普及・啓発活動や協働事業を展開しています。

### (1) 緑化委員会・緑化協力員制度

区は、区民参加による緑化を進めるため、「緑化委員会」、「緑化協力員」の制度を設けています。緑化委員会は区長の附属機関として、区の緑化行政に対し、提言を行っています。緑化協力員は、公募による100人の区民が、それぞれの地域で自主的に緑化活動を行っています。

### (2) 花とみどりの相談所

花とみどりの相談所はみどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する知識を広めることを目的とし、昭和62年に開設しました。植物に関する相談の受付、展示会、植物観察会および寄せ植えなどの講習会を行っているほか、みどりに関わる活動をしている区民団体等に講習室の貸出しも行っています。

また、平成27年度には、花とみどりの相談所に隣接して、バラの香りをテーマとした四季の香ローズガーデンを整備しました。

平成27年度の相談件数は3,137件でした。また、講習会等の開催数は延べ65回、参加者は1,641人でした。

### (3) 牧野記念庭園

世界的に有名な植物学者、牧野富太郎博士の住居跡を整備した庭園です。園内には博士が命名したセンダイヤ（サクラ）やスエコザサなど300種類以上の植物が植えられており、植物標本などを展示している記念館や、博士が研究のためにこもった書斎と書庫を当時のまま保存している鞘堂があります。記念館では、博士にまつわる植物画などの企画展も行っています。また、植物に関する相談の受付や植物観察会などの講習会も行っています。

平成27年度の入園者数は20,127人、相談件数は613件でした。

### (4) こどもの森

こどもの森は、子どもたちが、練馬のみどりや生き物と直接触れ合う機会を提供し、練馬のみどりを愛する心を育てることを目的とした施設です。平成23年度から体験イベントを開催しつつ整備や運営の方針について検討を進め、平成27年4月に羽沢二丁目開設しました。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自ら考え、自由に遊べるようサポートしています。木登りや泥遊び、秘密基地づくりなどができ、虫取りやベーゴマ大会、焼き物づくり等さまざまなイベントも実施しています。

### (5) 土支田農業公園

土支田農業公園は、区民が農業を体験し、みどりに興味を持ってもらうことを目的

に平成5年に開園しました。4月から翌年1月の期間で農業教室を開催し、100世帯が野菜作りなどを学んでいます。

平成27年度の講習会等の開催数は延べ58回でした。

(6) 練馬みどりの葉っぱい基金（条例名：練馬区みどりを育む基金）

練馬のみどりを区民みんなで愛し育てていくために、平成16年10月に設置された基金です。この基金は、民有地の緑化の推進やみどりの普及啓発、緑化活動への助成、樹木や樹林の保全や取得などに使われます。平成28年3月末の現在高は、18億2,454万円です。

基金のキャラクター「ぴいちゃん」は、平成17年に公募により誕生しました。ぴいちゃんは、みどりの啓発や基金の広報を目的としており、平成24年には「ぴいちゃんファンクラブ」が設立されました。平成27年度末までの会員数は782名です。

(7) みどりの協定

残されたみどりの保護と失われたみどりの回復を図るために、地域の区民と区が協定を結び地域の緑化を進めています。平成28年3月31日現在、18地域で協定が結ばれており、区が供給した苗木を使い、地域住民による緑化が行われています。

(8) 練馬みどりの機構

一般財団法人練馬みどりの機構（以下「機構」といいます。）は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民、事業者、区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的として活動してきました。

区はみどり分野での協働事業の進め方や事業を担う外郭団体の活用のあり方の見直しを行い、平成28年度から、みどり事業において機構が担ってきた役割を再構築し、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社に事業を一本化することとしました。この見直しを受けて、機構は平成28年3月31日に解散しました。

### 3 ふるさとのみどりの保全

練馬区は23区の中でもみどり豊かな区です。練馬のみどりを代表するものは、練馬大根やキャベツから連想される農地とそれを取り巻く雑木林や屋敷林です。しかし、高度経済成長に伴う住宅開発などが増加し、こうした土地の宅地転用が進みました。区は、ふるさを象徴する農地や樹林地を保全するために、様々な施策を実施しています。

(1) 保護樹木・樹林

貴重なみどりを保護するために、所有者からの申請により、幹周りが1.5m以上の樹木を保護樹木、面積が300㎡以上の樹林を保護樹林に指定しています。平成28年4月1日現在、1,245本（うち民有の樹木1,015本）を保護樹木に、73か所192,239㎡

(うち民有の樹林 34 か所 116,201 m<sup>2</sup>) を保護樹林に指定しています。

平成 26 年度に、保護樹木・樹林の適正管理の促進と所有者の負担軽減を図り、良好なみどりを保全するため、保護樹木・樹林制度の見直しを行いました。主な変更点は、補助金制度の見直し、樹木のせん定費用の助成制度の制定です。

## (2) 憩いの森・街かどの森

土地所有者の協力を得て、区内に残る貴重な樹林地を保全しながら、憩えるスペースとして区民に開放している施設が憩いの森・街かどの森です。それぞれの樹林の特徴を活かしながら、自然への影響を最小限におさえた整備をしています。

憩いの森は 1,000 m<sup>2</sup>以上、街かどの森は 300 m<sup>2</sup>以上 1,000 m<sup>2</sup>未満を基準としており、土地所有者と 5 年間または 20 年間の無償貸借契約を結んでいます。所有者は、契約した土地に対する都市計画税、固定資産税が非課税となります。

平成 28 年 4 月 1 日現在、憩いの森は 41 か所 98,827 m<sup>2</sup>、街かどの森は 6 か所 3,578 m<sup>2</sup>です。

## (3) 特別緑地保全地区

都市における良好な自然環境を守るため、都市緑地法に基づき、区内で初めての特別緑地保全地区として、平成 18 年 11 月、早宮三丁目に「早宮けやき特別緑地保全地区」を定めました。また、この屋敷林は、平成 20 年 1 月に練馬区指定天然記念物に指定されました。

# 4 身近なみどりの創造と再生

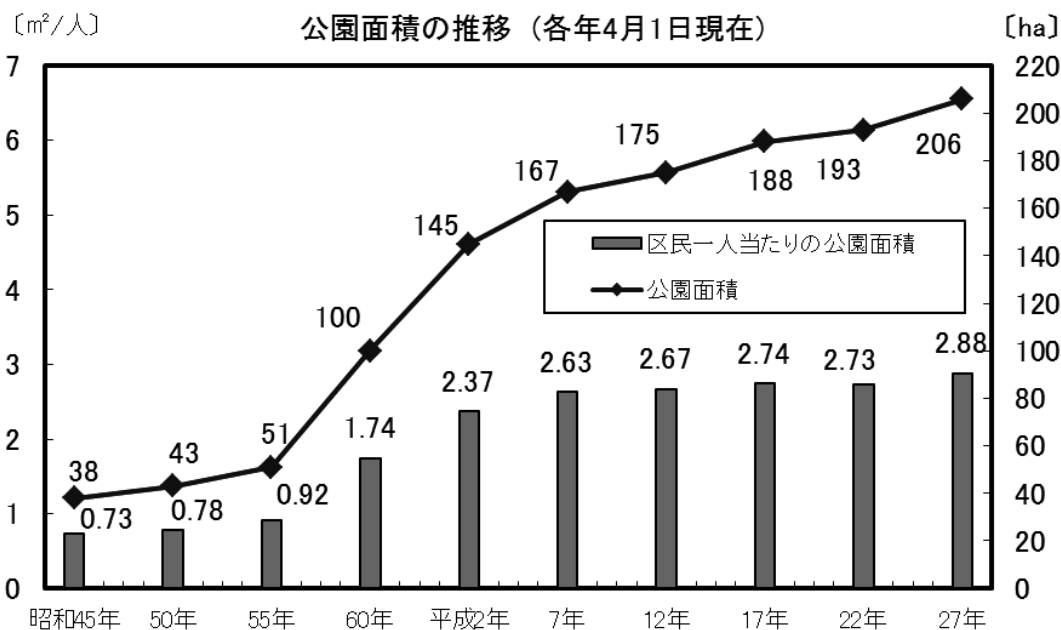
区は、日常生活における潤いのある環境をつくるために、地域で身近なみどりの核となる街区公園の整備、生け垣化などの推進、道路、河川、駅前および公共施設などの緑化に取り組んでいます。

## (1) 公園整備

区内の公園、緑地や児童遊園などは、平成 28 年 4 月 1 日現在、都立公園 4 園を含め 672 園あり、その面積の合計は、2,074,216 m<sup>2</sup>です。区民一人当たりの公園面積は 2.88 m<sup>2</sup>で、昭和 45 年に比べると 3.9 倍になっています。

練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を 5 m<sup>2</sup>と定めています。また、「練馬区みどりの基本計画」では、区民一人当たりの公園面積(児童遊園を含む)の目標値を 6 m<sup>2</sup>としています。今後も目標の達成を目指し、地域の特性を考慮した安心して楽しめる公園整備を進めていきます。





## (2) 地域の緑化

### ア みどりの街並みづくり助成事業

みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、民間施設の生け垣化、屋上緑化、沿道緑化および壁面緑化に要する経費の一部を助成しています。

「生け垣化助成」は、道路に面した部分の生け垣化に要する経費を助成しています。震災時の安全確保にもつながるため、ブロック塀を生け垣に作り替える際には、ブロック塀の撤去経費も助成対象としています。平成27年度は19件、総延長284mの生け垣に助成しました。

「屋上緑化助成」は、屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して助成しています。平成27年度は1件、面積11㎡の緑化に助成しました。

「沿道緑化助成」は、敷地の道路に面した部分を対象として緑化に要する経費を助成しています。緑化に要する舗装の撤去経費も助成の対象としています。平成27年度は6件、面積32㎡の緑化に助成しました。

「壁面緑化助成」は、建築物の壁面を対象として緑化に要する経費を助成しています。平成27年度は2件、面積30㎡の緑化に助成しました。

### イ 「育てよう！広げよう！みどりのカーテン」事業

見えるみどりを増やすために、住宅や事業所で「みどりのカーテン」を育てる事業です。

みどりのカーテンとは、夏の暑いときに日当たりの良い窓の外を、アサガオやゴーヤーなどのつる性の植物でカーテンのように覆うものです。植物が建物への日差しをさえぎり、エアコン使用時の電力消費を抑制するほか、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込み、建物や室内の温度の上昇を防ぐ働きがあります。

平成27年度も、「育てる」に加え「食」にも着目しPRしているほか、区民の取組を広くお知らせするために、みどりのカーテンコンテストを実施しました。

#### ウ 出生記念苗木配付

出生の記念として、申込みのあった方へ苗木を配付し、みどりに対する意識の向上および啓発を図っています。

平成 27 年度は春と秋に行い、1,470 本の苗木を配付しました。

#### エ 緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければなりません。

平成 27 年度は 543 件の緑化計画の事前協議がありました。

#### オ 樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは、区長に届け出が必要です。

また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしています。平成 27 年度は 34 件の届出がありました。

### (3) 公共施設の緑化

平成 27 年度は、新たに学校 3 校でみどりのカーテンを実施しました。

学校以外の公共施設では、6 か所でみどりのカーテン、1 か所で壁面緑化、1 か所で屋上緑化、2 か所でその他の緑化を実施しました。

このうち、公共施設の屋上緑化の一つとして、平成 26 年 8 月に区役所西庁舎 10 階に開設した「ハーブテラス」は、ハーブや生け垣に適した樹木等を植栽した屋上庭園で、壁面緑化の見本展示や太陽光パネルも設置しています。また、屋内には「環境情報コーナー」を併設し、みどりや環境に関する啓発も行っています。



区役所西庁舎のハーブテラス